

会 議 録

会議名		令和 8 年度 第 1 回 東林地区まちづくり会議		
事務局 (担当課)		南区役所 東林まちづくりセンター 電話 0 4 2 - 7 4 4 - 5 1 8 7 (直通)		
開催日時		令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 午前 1 0 時～正午		
開催場所		東林公民館 大会議室		
出席者	委 員	1 5 人		
	その他	2 人 市職員 (資源循環推進課)		
	事務局	2 人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 あいさつ 2 説 明 (1) 東林地区まちづくり会議について (2) 令和 8 年度東林地区まちづくり会議スケジュールについて (3) 地域活性化事業交付金及び地域市民まつり等助成金について (4) 熱中症特別警戒アラートについて 3 議 題 (1) 過年度のまちづくりを考える懇談会に係る対応状況について (2) 令和 8 年度まちづくりを考える懇談会について 4 報告事項 (1) 第 1 回東林地区防災計画推進部会について (2) 南区民会議委員の推薦委員について 5 閉 会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

村田副会長の司会により進められた。

1 あいさつ

田村会長から挨拶があった。

その後、出席者全員が自己紹介を行った後、

有本南区長の代理として出席した、八鍬南区副区長から挨拶があった。

2 説 明

(1) 東林地区まちづくり会議について

資料にもとづき、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

(2) 令和8年度東林地区まちづくり会議スケジュールについて

資料にもとづき、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

(3) 地域活性化事業交付金及び地域市民まつり等助成金について

資料にもとづき、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

(4) 熱中症特別警戒アラートについて

資料にもとづき、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

3 議 題

(1) 過年度のまちづくりを考える懇談会に係る対応状況について

集団資源回収について（資源循環推進課）

資源循環推進課から説明が行われた。

《主な意見、質問》（○；委員の意見、質問 ●；市職員の回答）

●ペットボトルの集団資源回収実施団体（以下、「団体」という。）として、市への登録を希望する場合、集団資源回収取扱業者として市に登録している業者（以下、「登録業者」という。）のうち、ペットボトルを有価物として取り扱い、回収することが可能との意向を示している登録業者を紹介することは可能だが、当該団体と当該登録業者との間で、具体的な回収方法や条件等について直接話し合っていたく必要がある。結果的に両方で合意に至った場合、市に団体登録をしていただくことで、ペットボトルの集団資源回収が正式に開始される。

なお、既に集団資源回収を実施している団体（以下、「既存団体」という。）への

アンケート調査において、いくつかの既存団体から「ペットボトルを集団資源回収の品目に追加したい」と回答があったが、登録業者へのアンケート調査の結果、ペットボトルの追加回収のために、各既存団体が現在契約している登録業者を別の登録業者に変更することは不可との回答を、全ての登録業者から受けているため、現在各既存団体が契約している登録業者がペットボトル回収に対応しないのであれば、品目の追加はできない。

○我々としては、現在契約している登録業者とは別に、ペットボトルのみ回収する別の業者との新規契約を考えているが、それはできないということか。

●登録業者からは、ペットボトル単体の回収は不可で、他の品目と一緒にの場合のみ実施可能との回答を受けている。

○現在の登録業者が対応できないという理解でよいのか。新規でペットボトル単体の回収が可能という業者があれば問題ないか。

●そのような業者が見つかった場合は、市に業者登録をしたうえで契約していただくことになる。現在、市はペットボトルを有価物として取り扱っていないため、関係の要綱を改正し、集団資源回収の品目としてペットボトルを追加する手順を踏む必要がある。団体として登録することを市に連絡をしていただければ、登録を行う。

○我々としては、市からの回答を待っていた状態であり、ペットボトルを回収してくれる登録業者の名前も分からないため、これまで行動できなかったが、ペットボトルの回収が可能という登録業者と直接交渉をするので、名前が分かるリストをいただきたい。

●現状では、全ての登録業者はペットボトルのみの回収には対応しておらず、また、回収可能との意向を示している登録業者からも、ペットボトルの追加回収のための業者変更は不可との回答を受けているので、登録業者のリストをお渡ししても、ペットボトルのみ追加するという要望に応える業者は見つからない可能性が高い。

○我々として、契約する業者を選ぶことはできないのか。法律で決まっているわけではないのだから、取引する業者の変更は不可という意向をそのまま鵜呑みにする必要はない。ペットボトルを他の品目と一緒に回収すると回答している登録業者と交渉するので、その情報をいただきたい。

●契約する業者を選んでいただくことはできる。ご要望の登録業者の情報については、後日お示しするよう対応する。

○市の集団資源回収取扱業者として新規登録する際の基準を示していただきたい。

●登録業者の基準は、市集団資源回収事業奨励金交付要綱に示されており、市税を滞納していないこと等の要件をクリアし、必要書類を提出して審査を通過すれば、登録することが可能である。

○高齢者の立場から、ごみの分別には手間がかかると感じているが、これまで市が回収してきたペットボトルやプラスチック製品は、本当に資源として再利用されて

いるのか、実態がよく見えない。また、金銭的なことを目的とした方法ばかりではなく、高齢者の生活やこれまでの回収方法を継続することも考えてほしい。

○金銭的な目的でとしてではなく、あくまでごみを減量しようという流れの中で、ペットボトルを集団資源回収の品目に入れてもらえれば、もっと減量が進むだろうという発想からの意見である。他の自治体では、既にペットボトルを有価物として扱っているところがあるので、相模原市も同様にしてほしい。

○収集事務所を視察した際に、ラベルがついたままのものや、中身が残っているペットボトルはごみとして分別されていた。自治会が集団資源回収をする場合は、自治会員各自が資源として集めるという意識を持って行うはずで、ペットボトルとしてきちんと処理される方が、ごみの減量につながり望ましいので、市は有価物として扱ってほしい。

●市が行政回収で同じ日に集めている容器包装プラとペットボトルは、中間処理工場で分別している。それぞれを大きな塊に圧縮した後、容器包装リサイクル協会の指定業者に引き渡している。入札業者により対応は異なるが、最終的には別のプラスチック製品の原材料や補助燃料として使われており、決してそのまま単純に燃やしているわけではない。10月からは、分別のルールを更に明確にし、プラスチック製容器包装とペットボトルを完全に別の曜日・ルートで回収し、よりリサイクルを進めようとしている。

○配布されたパンフレット裏面の、集積場所の新しい看板見本に、ペットボトルと有害ごみが一緒に書かれていることが気になっている。間違えて同じ袋にまとめて出す人がいるのではないか。

●極力「必ず分けて出す」という点が直感的に伝わるよう、掲示物等の表示方法を改善していく。

○ペットボトルを集団資源回収で取り扱ってほしいが、対応可能業者の情報が我々にはなく、現在の登録業者が該当するかどうか分からない。

●登録業者に対して、ペットボトルを有価物として取り扱えるか否かのアンケート調査を行っているので、市からまちづくり会議に関係情報を提供する。

災害時の避難体制について

学校施設課からの資料をもとに、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

《主な意見、質問》

○本年4月から、昭和56年の新耐震基準以降、平成12年の新たな耐震基準までの間に建てられた一般住宅について、市の助成金（補助金）を活用して耐震診断を行い、万が一危険性が認められた場合には補強工事まで実施する対象とする方針が新たに打ち出されている。子どもたちが通う学校は、一般住宅よりもさらに高い安全性が求められるはずだが、平成12年より前に建設された学校施設に関して、新たな耐震基準に基づく診断が未実施であることについて、行政はどのように考え

ているのか説明を求めたい。

○今の意見に共感し、以下の２点に整理して確認したい。１点目は、避難所にもなる学校などの公共建築物と、一般住宅に対する耐震診断や安全補強に関する市の考え方の違いについてである。個人住宅は高齢者などが暮らす場所であり、市はその安全性を優先して４月から助成制度を始めた。しかし、学校も子どもたちが集まり、災害時には地域住民の避難所になる極めて公共性の高い場所である。行政として、学校施設の耐震化について、住宅とは異なるどのような優先順位や適用基準を設けているのか、その部分をまずは確認する必要がある。

２点目は、他自治体の実施状況についてである。平成１２年の新たな耐震基準に基づく学校施設の耐震診断を行っていないという状況について、神奈川県内あるいは日本全国の他の自治体と比べてどうなのかを調べる必要がある。例えば、近隣市では学校施設についても新たな耐震基準に基づきとくに診断や補強を終えているのに、本市だけがやっていないのだとしたら、それは市の対応が遅れているということになり、早急な対策を求める強い根拠になる。逆に、全国的・県内全体を見ても、そこまでの新基準適用はまだ行っていないという状況なのであれば、それはそれで本市だけの問題ではないということが分かり、地域住民としても一定の納得感を得ることができる。個別の学校のデータについては、これ以上追及しても出てこないと思う。

上記２点について、引き続き学校施設課に当会議からの確認事項として回答を求めることとなった。

（２）令和８年度まちづくりを考える懇談会について

東林まちづくりセンターから資料の説明が行われ、７月２３日（木）までにテーマ確認用紙を提出することが確認された。

４ 報 告

（１）第１回東林地区防災計画推進部会について

資料にもとづき、東林まちづくりセンターから説明が行われた。

（２）南区民会議委員の推薦委員について

村田副会長から、東林地区まちづくり会議会則に基づき、田村会長が南区区民会議の委員として推薦されたことについて報告が行われた。

５ 閉 会

以 上

東林地区まちづくり会議 委員名簿

〔◎：会長 ○：副会長 ◇：監事〕

No.	団体名・役職等		氏 名	出欠
1	東林地区自治会連合会	会 長	◎田村 久司	出 席
2		副会長	◇吉村 建志	欠 席
3		副会長	◇根岸 秀生	出 席
4	東林地区社会福祉協議会	会 長	○阿部 匡秀	出 席
5	東林地区民生委員児童委員協議会	会 長	○村田 定志	出 席
6	東林公民館	館 長	○飯田 生馬	欠 席
7	青少年指導委員	代 表	谷 健一郎	出 席
8	東林中学校	代 表	河上 隆	出 席
9	くぬぎ台小学校 P T A	代 表	大森 典子	欠 席
10	東林中学校 P T A	代 表	西村 弥生	欠 席
11	社会福祉施設（清菊園）	代 表	岡山 昌子	出 席
12	東林第 2 地域包括支援センター	代 表	松野 悦郎	出 席
13	東林地区老人クラブ連合会	代 表	遠藤 裕	出 席
14	東林地区交通安全母の会	代 表	野崎 美沙	出 席
15	保護司会（南保護区）	代 表	吉本 真人	欠 席
16	防災専門員	代 表	高木 博見	出 席
17	スポーツ推進委員	代 表	阿部 智恵子	出 席
18	東林地区健康づくり普及員協議会	代 表	小澤 次男	出 席
19	東林間商店街振興組合	代 表	武島 三喜雄	出 席
20	公募委員		黒田 靖司	出 席